

職工間ニ於テ小田ヲ排斥シ山田ヲ復職セ
シントノ運動ヲナシ時機ヲ俟テリ一方小田ハ
優良職工待遇ノ意味ニテ十一月十二日賃
銀五才乃至十五才ノ範圍ニ於テ職工數ノ
三分一ニ對シ昇給ノ発表ヲ爲セシニ電氣
部職工總數十六名ニ對シテハ一名ノ昇給者
ナカリシヨリ不平勃發

十三日休息時同窓部・修繕部等ノ各職工
ト密議ノ末電氣作業員ハ別項(元一號)
嘆願書ヲ提出シ次テ窓部作業員ヨリ
別項(元二號)嘆願書ヲ提出シ其他修繕
部製校部等ヨリモ同一意味ノ嘆願書ヲ
提出シ回答ヲ促センニ依リ小田ハ大坂本店

ニ電照指揮ヲ受クル爲ノ其間猶豫セラレタ
ント言渡セリ然ルニ十四日夜工場内ノ特設
電話線ヲ切斷シ電流ニ依ル器械ノ運轉ヲ
中止ノ已ムナキニ至ラシメ豫備蒸氣ポンプ
用ヲ爲サズ爲シ工場内暗黒トナリ一時作業
不能ノ状ニ陥レリ右ハ不平職工等ノ行爲ニ
出テタルモノト認メラレ目下取調中ナリ電燈
復苗後一被職工ハ稍急業氣分ナルモ十五
日ヨリ異状ナク作業ヲ繼續セリ(福岡縣)
嘆願書(第一號)
(一) 山田直一氏ニ工務ノ全權ヲ委任スルコト
(二) 事務部員ニシテ工場ニ立入りタルトモハ作業
ニ對シ絕對ニ関涉セサルコト